

令和 6 年 7 月 2 6 日

国土交通省 東北地方整備局  
成瀬ダム工事事務所

## 「第1回 成瀬ダムモニタリング部会」を開催します

東北地方整備局では、ダム管理段階において事業の効果や環境への影響等を分析・評価し必要に応じて改善措置を講じるため、ダム管理に係るフォローアップ制度を平成8年から施行しており、「東北地方ダム管理フォローアップ委員会」を設立しています。

成瀬ダムでは、周辺の良い自然環境と共存するダムづくりを推進するため、これまで学識経験者からの指導・助言を参考に、環境への影響調査や保全対策の検討を行うとともに、工事段階における環境保全措置とその効果確認等を行ってきました。

今般、試験湛水を令和8年度から実施予定であることから、学識者から意見をいただくため、フォローアップ制度に基づく学識者で構成される「成瀬ダムモニタリング部会」を設立するとともに「第1回成瀬ダムモニタリング部会」を開催します。

### 【部会（一部非公開）】

- 日 時 : 令和6年7月31日(水) 13:30~15:00(予定)
- 場 所 : ホテルメトロポリタン秋田 3階 ジュエルB  
秋田市中通7-2-1 Tel 0188-31-2222
- 次 第 : 別添①のとおり

### 【傍聴及び報道取材について】

- 受付は13時から会場入口で行います。
- 部会は議事内容に希少動植物の生育位置情報等を含むことから別添③傍聴規定に則り、一部非公開としております。
- 部会終了後、15時半頃より報道関係者を対象に、議事概要を説明させていただきます。
- 傍聴を希望される方は、別添④申込用紙に記載の上、7月30日12:00までにメールまたはFAXにてお申し込みください。

添付資料：①次第、②委員名簿、③「成瀬ダムモニタリング部会」に関する傍聴規定、④傍聴申込書

発表記者會：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局  
日刊秋田建設工業新聞、建設新聞社秋田支局

### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1

電話番号：0182-23-8450(代表)

副 所 長 すがわら菅原 たかゆき崇之 (内線204)調査設計課長 てしま手嶋 ひろゆき洋路 (内線351)

成瀬ダム工事事務所ホームページにも掲載しております。

<http://www.thr.mlit.go.jp/narusedam/>



## 第1回 成瀬ダムモニタリング部会

令和6年7月31日（水） 13:30～15:00

会場名：ホテルメトロポリタン秋田 ジュエルB

### 議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨拶 : 東北地方整備局 河川保全管理官
3. 委員紹介
4. モニタリング部会の設置
  - ・ 設立趣旨
  - ・ 規約
  - ・ 傍聴規定
  - ・ 部会長選任
5. 報 告
  - (1) 事業概要
  - (2) これまでの取り組み状況
    - 1) 環境影響検討の概要
    - 2) 環境への取り組み状況
6. 議 題
  - (1) モニタリング調査計画（案）
7. そ の 他
  - (1) 今後の予定
8. 閉 会

## 成瀬ダムモニタリング部会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
あおや こうきち 青谷 晃吉	環境省 希少野生動植物種保存推進員	底生動物	
おがさわら こう 小笠原 嵩	秋田大学 名誉教授	鳥類	
おきた さだとし 沖田 貞敏	秋田自然史研究会 会長	植物	
すぎやま ひでき 杉山 秀樹	NPO法人秋田水生生物保全協会 理事長	魚類	
のいけ たつや 野池 達也	東北大学 名誉教授	水質	
まつとみ ひでお 松富 英夫	秋田大学 名誉教授	河川工学	

※五十音順

## 「成瀬ダムモニタリング部会」に関する傍聴規定

1. 「成瀬ダムモニタリング部会」は、会議について公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする
  - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
  - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
  - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により部会長が判断するものとする。
  - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
    - ア 危険な物を携帯している者
    - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
    - ウ 酒気を帯びていると認められる者
    - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
  - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
    - ア 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定すること。
    - イ 部会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
    - ウ 騒ぎ立てる等、部会の会議を妨害しないこと。
    - エ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
    - オ 飲食又は喫煙をしないこと。
    - カ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
    - キ その他部会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
  - (6) 傍聴人は、部会で非公開とする議題があったときは、部会長の指示により速やかに退場しなければならない。

- (7) 傍聴人は、部会の傍聴に当たっては、部会長及び事務局の指示に従わなければならない
- (8) 部会の撮影については開会あいさつまでとし、部会議事中は撮影しないこと。
- (9) 部会長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

別添④

## 第1回 成瀬ダムモニタリング部会 傍聴申込書

参加希望者は登録用紙に記載の上、7月30日12:00までにメールまたはFAXで送付してください。参加人数は最小限でお願いします。  
(希望者多数の際は人数制限をお願いする場合があります)

**【送付先】**

成瀬ダム工事事務所 調査設計課  
メール: thr-narusedam01@mlit.go.jp  
FAX : 0182-23-6359

社名	支局名	氏名	電話番号